

④ 国民年金保険料の臨時特例免除期間が延長になりました

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の免除・猶予および学生納付特例の申請が可能です。

対象 次の 2 点のいずれも該当する方

- ・ 令和 2 年 2 月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
- ・ 令和 2 年 2 月以降の所得状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当（学生は学生納付特例基準相当）になることが見込まれる方

対象期間 令和 2 年分以降の国民年金保険料が対象となります。

令和元年度分：2 月分～6 月分まで

令和 2 年度分：7 月分～令和 3 年 6 月分まで

申請方法 申請の手続きについては、必要書類をつけてできる限り郵送でお願いします。申請書・申立書は、日本年金機構のホームページからダウンロードしていただくか、担当課までお電話いただければ郵送します。

必要書類 国民年金保険料免除・納付猶予申請書(学生の場合は学生納付特例申請書と学生証の写しまたは在学証明書)、所得の申立書(臨時特例用)、本人確認できるもの(運転免許証等)、印鑑(シャチハタ以外)

申 保険年金課 笠間支所市民窓口課 岩間支所市民窓口課
水戸南年金事務所(水戸市柳町2-5-17)

問 保険年金課(内線142) 笠間支所市民窓口課(内線72123)
岩間支所市民窓口課(内線73182)
水戸南年金事務所 TEL 029-227-3278(音声案内が流れたら1→2)
ねんきん加入者ダイヤル TEL 0570-003-004



申請書・申立書はこちらから

⑤ 新型コロナウイルス感染症防止に伴い催事等の中止をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、次の催事が中止となります。

内容	場所	問
7 月 26 日 (日) : 稲田ふれあい祇園まつり	稲田地区	観光課(内線 517)
8 月 2 日 (日) : おはなし会	友部図書館	友部図書館 TEL 0296-78-1200
8 月中旬 : 十六夜まつり	陶の小径	商工課(内線 511)
8 月中旬 : 手越納涼盆踊り大会	手越地区	観光課(内線 517)

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の電話相談窓口

帰国者・接触者相談センター

茨城県庁内 TEL 029-301-3200 8 時 30 分～22 時(土日・祝日も実施)

中央(旧水戸)保健所 TEL 029-241-0100 9 時～17 時(平日のみ)